

第三者への情報提供・同意を要する事項について

1. 第三者提供の制限

原則として、第三者に情報提供する場合は、あらかじめご本人の同意を得たうえで行います。

2. 第三者提供の制限の例外

法第 27 条 1 項に該当する場合は、あらかじめご本人の同意を得ないで情報提供が行えることとしております。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3. 同意に要する事項（第三者提供のうち包括的な同意としている事項）

当組合においては、以下の事項について、従来どおりの取扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては個人情報保護委員会のガイダンスによって包括的な同意でよいこととなっております。

したがって、当組合では、以下の (1)、(2) 及び (3) の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

管理課 TEL 045-314-1477 受付時間 9:00 ~ 17:00

(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)

(1) 事業主経由の取扱事項等

- ① 高額療養費（本人・家族・合算）については、本人の申請に基づかず自動払いとしておりその支給決定通知書の送付を事業主経由で行います。
- ② 付加給付（一部負担還元金・合算高額療養費付加金・家族療養費付加金）については、本人の申請に基づかずに自動払いとしておりその支給決定通知書の送付を事業主経由で行います。

- ③ 出産育児一時金などの現金による給付の申請書の提出・支給決定通知の送付を事業主経由で行います。
- ④ 上記1～3を支給決定するにあたり、負傷原因届、第三者行為による傷病届等が必要な場合は、その送付及び提出を事業主経由で行います。
- ⑤ 特定疾病療養受給証交付申請書の提出、受給者証交付を事業主経由で行います。
- ⑥ 医療費通知（紙媒体）（受診者名、受診年月、診療区分、日数、医療費総額、支払額）を世帯単位でまとめて行い、通知の送付を事業主経由で行います。
- ⑦ 契約健診機関で実施した一般健康診断の結果表の送付を事業主経由で行います。
- ⑧ 保健事業補助金（各種健康診断・体育奨励施設・契約保養所）の申請書・請求書の提出、支給決定明細表・支給決定通知書の送付を事業主経由で行います。
- ⑨ 直営保養所伊豆さくら山荘の利用申込書等の提出、利用案内書の送付を事業主経由で行います。
- ⑩ 高額医療費及び出産費に係る資金貸付金の申込及び通知書の送付について事業主経由で行います。

(2) 事業主への提供

- ① 介護保険料計算にあたり、介護保険該当予定者一覧（該当年月、記号番号、被保険者氏名、性別、資格取得月、生年月日、介護種別、標準報酬月額）を事業主に送付いたします。
- ② 介護保険料計算にあたり、第二号被保険者満了予定一覧表（記号番号、被保険者氏名、性別、生年月日、資格取得年月日、第二号被保険者満了予定期間）を事業主に送付いたします。
- ③ 高齢受給者基準収入額適用申請書を対象者へ送付するにあたり、事業主へ高齢受給者（記号番号、被保険者氏名、該当者氏名）をお知らせして、申請書をお渡しいただきます。
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者になるため、喪失又は扶養削除となる方の該当予定一覧表（該当年月、記号番号、被保険者氏名、対象者氏名、続柄、性別、生年月日、取得/認定日、喪失/削除予定日、理由）を事業主に送付いたします。

(3) 医療費通知（電子媒体）の取扱いについて

医療費通知（受診者、診療年月、医療機関名等、診療区分、日数、医療費総額、支払額、給付額）を世帯単位でまとめて行います。

なお、医療費通知につきましては、被保険者、被扶養者の同意を要する事項となりますので、同意されない方については、当組合の個人情報相談窓口までご連絡下さい。申出により、変更することは可能としております。